平成２５年（フ）第１９３号
大阪府和泉市伯太町４丁目６番10―412号、前住所大阪府八尾市老原５丁目90番地の14
債務者　記虎　一幸
1　決定年月日時　平成25年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２００号
大阪府泉南市鳴滝１丁目５番８号
債務者　中西　克之
1　決定年月日時　平成25年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２０５号
大阪府岸和田市八幡町７番２―207号、前住所大阪市港区磯路３丁目１番14号　ハイネス磯路203号
債務者　内田むつ子
1　決定年月日時　平成25年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２１２号
大阪府岸和田市土生町８丁目15―18、住民票上の住所大阪府岸和田市土生町1457番地サニーライフ土生Ⅱ203号
債務者　池内　健一
1　決定年月日時　平成25年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２３５号
大阪府泉南郡岬町淡輪1587番地
債務者　鈴木　秀香
1　決定年月日時　平成25年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２４０号
大阪府泉佐野市羽倉崎２丁目５番１―914号
債務者　坂口　卓弥
1　決定年月日時　平成25年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２４３号
大阪府岸和田市尾生町４丁目４番29号
債務者　深井　清寿
1　決定年月日時　平成25年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２５１号
大阪府泉南市北野１丁目４番83号
債務者　廣田　公彦
1　決定年月日時　平成25年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２５２号
大阪府泉南市北野１丁目４番83号
債務者　廣田　美咲（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成25年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２５３号
大阪府貝塚市半田129番地８、前住所大阪府貝塚市新井９番地16
債務者　関　　義次
1　決定年月日時　平成25年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２５４号
大阪府貝塚市窪田126番地４　シャルマンフジ二色の浜815号
債務者　藤埜　　香
1　決定年月日時　平成25年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２５６号
大阪府貝塚市南町32番２―308号、事業所所在地大阪府堺市堺区新町３番５号
債務者　みか月こと　東　　美香
1　決定年月日時　平成25年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２５９号
大阪府泉佐野市新町２丁目２番18号
債務者　今中　照美
1　決定年月日時　平成25年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２６７号
大阪府岸和田市南上町２丁目37番８号ニートネスハイツ301号室、住民票上の住所大阪府岸和田市中北町８番３号
債務者　谷野　鮎美（旧姓寺山）
1　決定年月日時　平成25年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２６９号
大阪府和泉市葛の葉町２丁目10番13―103号
債務者　小松　新也
1　決定年月日時　平成25年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２７４号
大阪府岸和田市田治米町250番地府営住宅24棟206号
債務者　三原　良己
1　決定年月日時　平成25年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１５号
福岡県大牟田市大字歴木85番地３　高泉県営住宅2300棟23号
債務者　中川タユミ
1　決定年月日時　平成25年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
福岡地方裁判所大牟田支部